

資料 No.4

「瑞浪市子ども・子育て会議」
について

1. 設置根拠

◎瑞浪市子ども・子育て会議条例（平成25年10月9日施行）

◎子ども・子育て支援法（平成24年8月22日公布）

【抜粋】

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。（以下略）

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

2. 趣旨・目的

- 子育て当事者や子育て支援当事者等の参画を得て、子育てに関するニーズを「子ども・子育て事業計画」等に反映することをはじめ、新制度に基づく子ども・子育て支援施策を、本市における地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて実施すること。
- 新制度に基づく子ども・子育て支援施策の実施状況の継続的な点検・評価・見直し（事業計画のPDCAサイクル）を行っていくこと。

【子ども・子育て支援法第77条の規定による所掌事務】

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定について意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の利用定員の設定について意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

3. 委員構成

■設置の趣旨を踏まえ、子育て当事者、子育て支援当事者を中心とした構成とする。

- ①子どもの保護者
- ②地域において子育て支援を行う者
- ③子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- ④経済団体及び労働団体の関係者
- ⑤子ども・子育てに関する学識経験を有する者
- ⑥公募による市民
- ⑦その他市長が必要と認める者
 - ※ 現委員数 20人/定員20人
 - ※ 任期 委嘱の日～2年間

4. 主な審議事項（新制度施行まで）

■現時点で想定される、新制度施行（平成27年4月）までの主な審議事項は次のとおり。

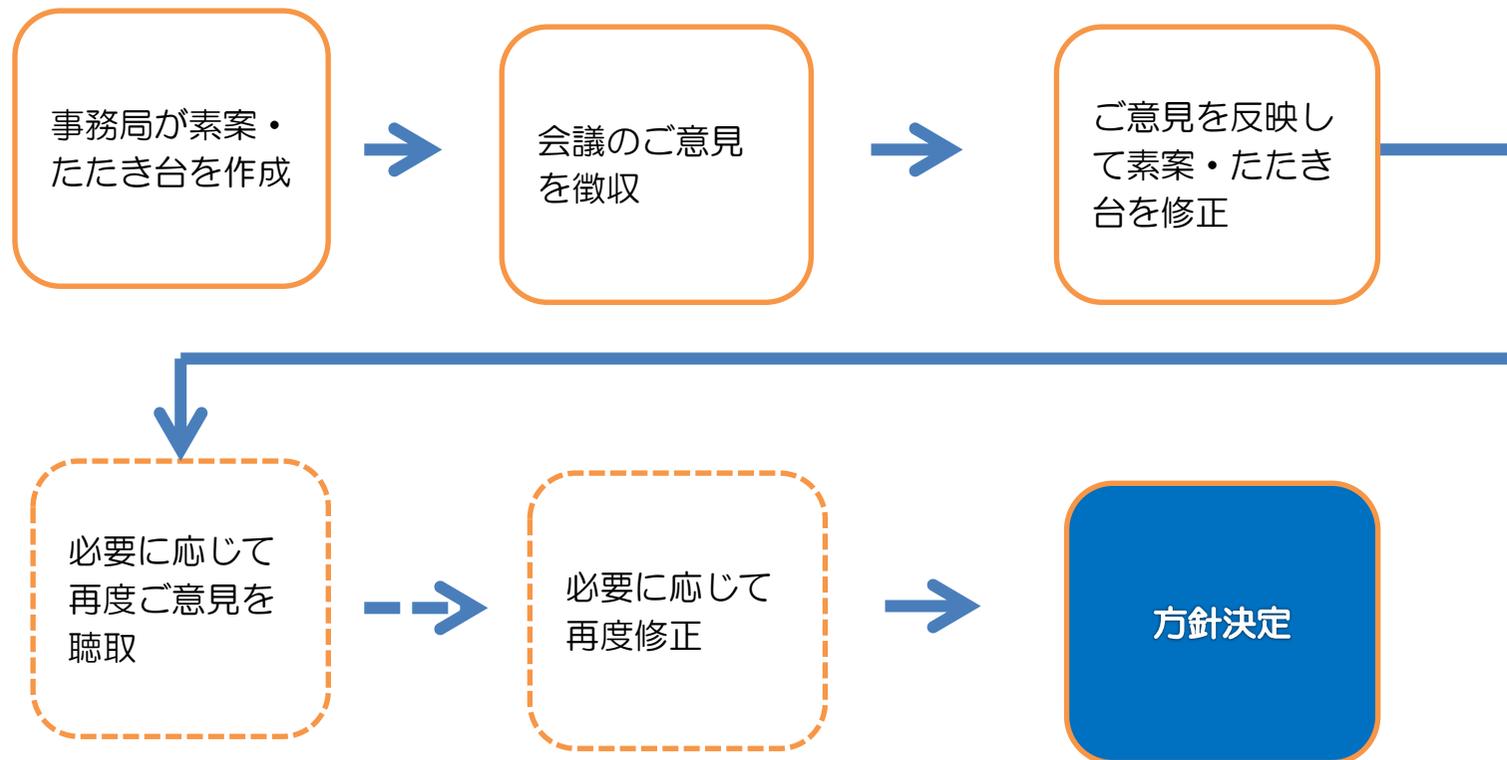
- ①瑞浪市子ども・子育て支援事業計画（仮称）の策定
- ②給付対象施設の利用定員の決定
- ③その他、新制度の施行準備にあたり本市が決定すべき重要事項

●これらのほか、新制度に関する国の重要な決定事項、市の進捗状況等について、必要に応じて事務局から報告。

5. 審議の方法（新制度施行まで）

■審議事項については、事務局が素案・たたき台を提示して会議のご意見を聴き、その内容を反映。

<イメージ>



※会議からの意見聴取に加え、必要に応じてパブリックコメントを実施。

6. 審議スケジュール（新制度施行まで）

■平成25年度は2回、平成26年度は4回開催予定。

<審議予定事項>

平成25年度 第1回（12/18）	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て支援新制度」について ・「瑞浪市子ども・子育て会議」について 等
第2回（2月頃）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画骨子案の協議 等
平成26年度 第1回（5月頃）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案の協議 ・ニーズ調査の結果 等
第2回（8月頃）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案の協議 等
第3回（11月頃）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案の決定 等
第4回（2月頃）	<ul style="list-style-type: none"> ・答申、計画決定

(参考)

量の見込み・確保の内容・実施時期のイメージ

●市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保の内容」及び「実施時期」を設定する。

(イメージ)

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目	
①量の見込み	300人(8か所)	300人(8か所)	300人(8か所)	・・・
②確保の内容	200人(6か所)	250人(7か所)	300人(8か所)	・・・
②-①	▲100人(2か所)	▲50人(1か所)	0	・・・

※各事業ごとに、5年間分を記載する。